

## 実施方針に関する質問への回答及び意見に対する見解

## (1) 実施方針に関する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	5	第2章	1	(10)	事業者が行う業務範囲	②イにて、「3炉構成の考え方のもとで施設運営を行う」とあります。 既設の枚方市東部清掃工場では今後延命化工事を実施予定と思われませんが、改造工事中及び完了後の枚方東部の操炉計画、及び既設の状況や運営に関する情報について、事業者の公平性を保つために最新版を開示いただけないでしょうか。	枚方市東部清掃工場に関する延命化工事につきましては、市のホームページで公表されている、令和2年3月策定の「東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画」をご覧ください。 なお、新施設の運営に関する計画等については、運営事業者とも協議のうえ、組合が東部清掃工場と調整するものであり、事業者間で差は生じないと考えます。
2	7	第2章	1	(13)	地元企業の活用等	構成市内の支社、支店も地元企業扱いと解釈してよろしいでしょうか。	地元企業とは、構成市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は本社を有する企業を指すものとします。
3	10	第3章	3	(1)	入札参加者の構成等	設計・施工業務において「共同企業体を構成する場合」とありますが、共同企業体は乙型、甲型いずれも組成可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	11	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	①本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件 『…本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。』とありますが、設計業務（主たる業務）を担う者を構成員、施工業務を担う者を協力企業とすることができると理解してよろしいでしょうか。	主たる業務を担う者については、構成員、協力企業の別及び業務の範囲を問いませんが、①に掲げる要件を1者において全て満たす必要があります。
5	11	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	①本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件 『オ 本施設の建築物と同種の建設工事の国内での実績を有すること。』とありますが、下請での実績も可と理解してよろしいでしょうか。	元請の実績とします。

6	11～12	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	建築物の要件に「建設工事業」の監理技術者、とありますが、建築工事業の誤記と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	11	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	プラント設備工事において、設計製作期間と工事期間で監理技術者の交代は認められるでしょうか。	交代は不可とします。ただし、やむを得ない状況が生じた場合などにおいては協議に応じることとします。
8	11	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	共同企業体にて施工を行う場合、土木建築工事時には土木建築担当構成員から監理技術者を専任し、後にプラント設備工事が着工する際にはプラント設備担当構成員から監理技術者を追加で専任すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	12	第3章	3	(2)	入札参加者の要件③	本業務を複数のもので行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者が、次の要件を全て満たすこととありますが、記載要件は「運転管理業務」を行う者のに必要な要件に見られます。「維持管理業務」を行う者には適用しないとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
10	17	第5章	1	(2)	敷地面積	敷地面積の約35,600m <sup>2</sup> は、建築確認の際の敷地面積と解釈してよろしいでしょうか。	敷地面積約35,600m <sup>2</sup> は、ごみ処理施設区域として要求水準書（案）添付資料1の赤点線で示す範囲内です。建築確認の際の敷地面積は、建築確認申請時において確認が必要です。
11	17	第5章	1	(2)	敷地面積	敷地面積（約35,600m <sup>2</sup> ）に対応する敷地境界線は、添付資料5に示す赤線（対象事業実施区域）と考えてよろしいでしょうか。	

(2) 実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	本組合の見解
1	7	第2章	1	(13)	地元企業の活用等	①地元企業の活用 積極的に地元企業を活用するため、構成市内に支店、営業所、事業所を有する企業も地元企業として認めていただきたくお願いします。	<p>地元企業とは、構成市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は本社を有する企業を指すものとします。</p> <p>自治体が発注する事業に関しては、公平性、公正性及び競争性の確保が求められています。そうした中で地元企業の積極的な活用を促進する内容としています。</p>
2	7	第2章	1	(13)	地元企業の活用等	積極的に地元企業を活用することとありますが、プラントメーカーの提案に委ねることになっているため受注メーカーによっては地元発注が期待できない可能性があります。 コロナで地域経済が落ち込んでいることから、地元企業への発注を高めるためにも提案書で地元貢献の点数を高くしていただくことを要望します。	
3	11	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	特定JVとしてもっと多くの地元企業が参加可能になる発注要件を要望します。	
4	11	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	地元企業を必ず入れる建設JVの方が、地元企業への確実な発注が期待できると考えます。 したがって本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件に構成市に本店があること、一定レベルの経審の建築条件を追加していただくことを要望します。	
5	11	第3章	3	(2)	入札参加者の要件	特定JVとしてもっと多くの地元企業が参加可能になる発注要件を要望します。	

6	14	第3章	3	(5)	事業の目的	落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立することとあります。SPC設立に2ヵ月程度期間が必要ですので、事業者決定から仮契約まで2ヵ月確保頂けるようお願いします。	落札者の決定及び公表を令和3年11月、事業契約仮契約締結を令和4年1月と設定しています。詳細は、事業者決定後に事業者と協議を行い決定します。
7	14	第3章	4	-	審査及び選定に関する事項	評価項目において地元貢献金額を審査する場合は、適正な価格で地元企業に発注するために、価格評価において定量化限度額を設けていただきたくお願いします。	ご意見として承ります。
8	23	-	-	-	別紙1 本事業の事業スキーム(例)	「※電力会社との契約（買電、売電）は本組合が行う」とありますが、電気の売り買いに関する民間の創意工夫が期待できるため、事業者範囲への変更を要望します。	ご意見として承ります。